

四万十町条例17号

四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四万十町国民健康保険税条例（平成18年四万十町条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の四万十町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。